

2 建政第 221 号
令和 3 年(2021 年) 1 月 27 日

長野県建設産業団体連合会長 様

長野県建設部長

「建設業許可の手引」の改正について (通知)

このことについて、下記のとおり改正を行いました。
つきましては、会員各位への周知について御配慮いただきますようお願いします。

記

1 改正の理由

建設業法施行規則の一部を改正する省令が令和 3 年 1 月 1 日に施行されたことに対応するとともに、建設業許可申請における手続を明確にすることで申請者の利便性の向上及び審査事務の適正な運用を図るため。

2 主な改正の内容

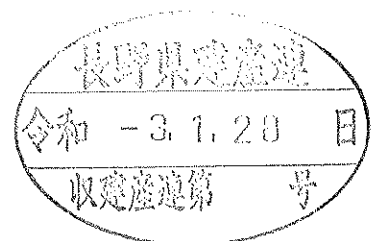
別紙のとおり

3 その他

県ホームページへ改正後の手引を掲載していますので、御活用ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/kyoka/shinse.html>

建設政策課建設業係
(課長)直江 崇 (担当)小林 和弘
電 話 026-235-7293 (直通)
F A X 026-235-7482
E-mail kensetsu@pref.nagano.lg.jp



建設業許可の手引 主な改正内容(R3.1)

ページ	改正項目	改正内容
全体	押印廃止	建設業許可申請や変更届等の手続きを行う際に、申請書類への押印が原則として不要となった旨の記載を追記し、記載例等を変更しました。(代理人に手続きを委任する場合の委任状や第三者から発行される証明書等(納税証明書等)については、押印のあるものが必要。)
3	許可を受けるための要件	「経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものであること」(常勤役員等の体制が一定の条件を満たし適切な経営能力を有すること)に係る事項を変更しました。
158	建設業許可の運用解釈(Q&A)	経營業務の管理責任者に準ずる地位にあつて経營業務を補佐した経験と経營業務の管理責任者としての経験の通算に関する記載を変更しました。
179～ 200	譲渡及び譲受け等に関する認可について	「譲渡及び譲受け」「合併」「分割」「相続」の制度に関する記載を追記し、申請書類の記載例等を追加しました。
参考 資料	建設業許可事務ガイドラインについて	国土交通省作成の「建設業許可事務ガイドライン」について、令和2年12月25日作成のものに変更しました。